

森林を守り、育て、活かし、豊かな森を未来に引き継ごう



■表紙写真 題名：親子で丸太切り 撮影地：静岡市清水区 撮影者：村上雅巳

本誌のバックナンバーは、静岡県山林協会ホームページでご覧いただけます。
ホームページには、林業への就業を考えている方の参考になる記事も掲載しています。

URL : <https://www.moritohito.jp>



INDEX

- 2** 県庁だより① (経済産業部 森林・林業局 森林計画課)
「森の力再生事業」と「森林づくり県民税」に関する県民意見の集約
- 6** 県庁だより③ (くらし・環境部 環境局 環境ふれあい課)
芝生普及の取組
- 3** 県庁だより② (経済産業部 森林・林業局 森林保全課)
太陽光発電施設の設置を目的とした林地開発行為の許可審査基準の改正について
- 7** 最近の話題から (静岡県山林協会)
気候変動と森林
- 4** 支部だより① (焼津市 農政課 農業土木担当)
林道廻沢線災害復旧事業について
- 8** 本部情報
令和2年度定時総会について
県への要請活動について
林業への就業支援について
- 5** 支部だより② (富士農林事務所 森林整備課)
低コスト主伐・再造林事業の検証～主伐・再造林の促進に向けて～

県庁 だより ①

「森の力再生事業」と「森林づくり県民税」に関する県民意見の集約

経済産業部 森林・林業局 森林計画課

「森の力再生事業」とその財源である「森林づくり県民税」に関する県民意見を集約するため実施した県民アンケート調査やタウンミーティングについて紹介いただきました。

○県民等意見の集約

県では、森林の有する水源かん養や山地災害防止などの「森の力」を回復するため、平成18年度から、「森林づくり県民税」を県民や企業の皆様にご負担いただき、「森の力再生事業」により荒廃森林の整備を進めています。

現在、事業は順調に整備が進んでいますが、「森林づくり県民税」は、令和2年度末が課税期間の5年目となることから、今後の対応を検討する時期を迎えます。

県は、県民の皆様にご負担の成果に加え、国から市町への譲与が令和元年度に始まった「森林環境譲与税」と「森林づくり県民税」の用途や役割分担についてお知らせするとともに、県民アンケート調査の実施や、タウンミーティング、市町長及び経済団体への訪問を行い、現在の事業に対する評価や今後の荒廃森林の再生について皆様の御意見を伺っています。

○県民アンケート調査結果

県内在住の18歳以上の男女5,500人を対象に郵送によるアンケート調査を実施したところ、2,690人から回答がありました。(回収率48.9%)、9割以上の方が事業を評価し、「引き続き取り組むべき」との回答があ

りました。また、税負担については「理解できる」と「理解するが負担感がある」を合わせて9割以上の方から理解を示していただきました。

○タウンミーティングの開催

7月から8月にかけて、タウンミーティングを24回開催し444人に参加いただきました。

参加者からは「子どもの頃は薄暗い山が多かったが、事業により山が明るくなってきたと感じる」など事業の成果を評価する声を多数いただきました。

一方で、「森林づくり県民税」と「森林環境譲与税」の用途と役割分担について平易で分かりやすい説明に努めて欲しい、「事業のPRをさらに行うべき」等の意見をいただきました。

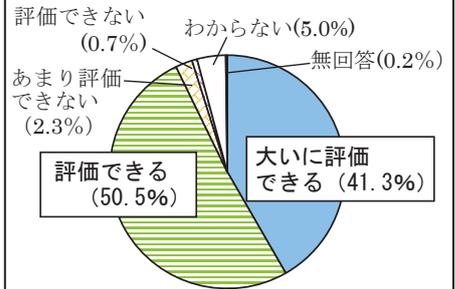
○市町長及び経済団体への訪問

7月から8月にかけて全市町長や商工会議所などの経済団体を訪問し、事業に対する意見、意向を伺ってまいりました。

○おわりに

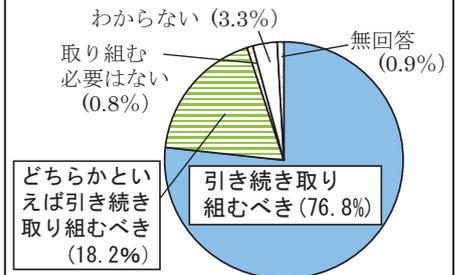
いただいた御意見を踏まえ、「森林づくり県民税」及び「森の力再生事業」の今後の対応について検討してまいります。

【県民アンケート結果】
現事業の評価
「大いに評価」、「評価できる」
との回答が91.8%



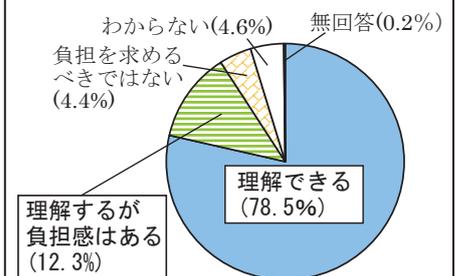
事業の継続

県が市町と役割分担を明確にしなが、車の両輪となり、協力・連携して取り組むことについて、「取り組むべき」と「どちらかといえば取り組むべき」の回答が95.0%



税負担への理解

「理解できる」と「理解するが負担感はある」の回答が90.8%



◇ 「森林づくり県民税」と「森林環境譲与税」の用途を明確にした上で、県と市町が協力・連携して森林整備を推進

主体：県	 協力・連携 役割分担	主体：市町
財源：森林づくり県民税（県税） 課税額：個人 400円/年 法人 1,000円～40,000円/年 （法人税均等割の税率に5%上乘せ）		財源：森林環境譲与税（国税） 課税額：令和6年から森林環境税として課税予定 個人 1,000円/年
用途：荒廃森林の再生（森の力再生事業） ・公益性、困難性が高く、緊急に整備すべき荒廃森林の整備		用途：地域の実情に応じた取組 ・森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムによる森林整備 ・公共施設等における地域の木材の利用等

県庁 だより ②

太陽光発電施設の設置を目的とした 林地開発行為の許可審査基準の改正について

経済産業部 森林・林業局 森林保全課

太陽光発電施設の設置を目的とした林地開発許可申請に対して、7月1日以降の申請から適用されている許可審査基準について報告いただきました。

「静岡県林地開発許可審査基準及び一般的事項」の改正

森林は、水源のかん養、災害の防止、環境の保全といった公益的機能を有しており、国民生活の安定と地域社会の健全な発展に寄与しています。こうした森林の持つ機能が開発行為によって損なわれないようにするため、1haを超えて森林の開発行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければなりません（森林法第10条の2）。これを通称「林地開発許可」と呼んでいます。

本県では、林地開発許可申請の審査にあたり、①許可をしようとするかどうかを判断するために必要とされる審査基準及び②開発行為にあたり留意すべき一般的事項について、「静岡県林地開発許可審査基準及び一般的事項」（以下「許可審査基準」という。）を定めています。

令和2年7月1日以降の申請から改正許可審査基準が適用となったので、今回、その概要を説明します。

許可審査基準改正の経緯

通称「FIT法」に基づく再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度が、平成24年7月に創設されて以降、太陽光発電施設の設置を目的とした林地開発許可等の案件が全国的に増加しています。

さらに、近年では、住民等が太陽光発電施設の建設に反対する案件や大規模な森林の改変を伴う案件等が確認されていることに加え、気候変動の影響に基因すると思われる短期集中豪雨による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されています。

このような背景から、太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の適正な実施が課題となっており、県は、全国知事会と連携し、さらには本県独自に、国に対して制度改正に

係る要望を行ってきました。

これらを受けて、林野庁は、「太陽光発電に係る林地開発許可基準の在り方に関する検討会」を開催するとともに、同検討会の報告を踏まえ、令和元年12月に全国の都道府県に地方自治法に基づく技術的な助言を发出了しました。

上記助言を受けて、静岡県は、許可審査基準の改正を行いました。



▲写真1 開発許可地における現地指導

改正許可審査基準の内容

主な改正事項としては、許可審査基準の運用細則を定めて太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為に係る審査基準を追加しました。その内容について、審査基準の4項目である「災害の防止」「水害の防止」「水の確保」「環境の保全」及び「一般的事項」に分けて説明します。

【災害の防止】

○傾斜度30度以上の自然斜面に太陽光発電施設を設置する場合は、擁壁や排水施設等の防災施設を確実に設置すること。

○排水施設的能力検討に用いる太陽光パネル下の流出係数を0.9から1.0までとすること。

○太陽光パネル下の排水対策、侵食防止対策を適切に講じること。

【水害の防止】【水の確保】

○従来からの変更はなし。

【環境の保全】

○残置又は造成する森林の配置等に

ついては、森林率25%以上、かつ残置森林率15%以上を確保すること。原則として周辺部に残置森林を配置すること。

【一般的事項】

○必要に応じて事業完了後の原状回復等の措置を講じること。

○住民説明会の実施等住民の理解を得るための取組を実施するよう努めること。

○景観の維持に十分な配慮が求められる場合にあっては、パネルやフレームの色彩等、景観に配慮した施工に努めること。

運用にあたっての留意事項

開発行為に伴う懸案事項として挙げられることの多い「地域住民との合意形成」「施設設置に伴う景観配慮」については、前述のとおり、国の助言等を踏まえ「一般的事項」として記載しました。これら「一般的事項」については、事業者が開発行為に際して、配慮すべき事項ではあるものの、森林法に規定する許可の要件ではないことから、いわゆる行政指導の範疇として事業者に対して適正な対応を促すこととなります。

また、静岡市、浜松市、沼津市、富士市、焼津市、磐田市、藤枝市については、林地開発許可の権限を移譲しています。上記7市における林地開発許可については、各市の基準に基づき適正な運用をお願いします。

最後に…

森林の適正な利用を図るためには、林地開発許可制度と伐採届出制度、他法令の土地利用規制制度の連携が必要不可欠です。

今後も、関係者間で情報共有、連携を図りながら、森林の適正な利用を確保していきましょう。



▲写真2 適正に整備された太陽光発電所

なお、許可審査基準等は、静岡県公式ホームページで公開しているので、詳細はこちらで確認願います。

支部 だより①

めぐりさわ 林道廻沢線災害復旧事業について

焼津市 農政課 農業土木担当

市内唯一の林道で山林の維持管理などに重要な役割を果たしている廻沢線の災害復旧事業について紹介いただきました。

はじめに

焼津市は、静岡県の中部に広がる志太平洋野の南部に位置し、温暖な気候で大井川を水源とする豊かな水など自然条件に恵まれています。

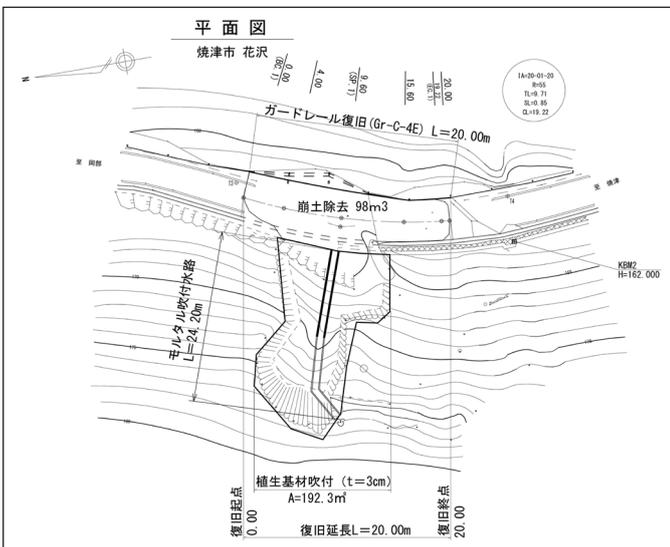
これらを生かして平野部では、稲作のほか施設野菜、露地野菜を中心

にトマトやイチゴなどを、山間部では茶、みかんなどを栽培しています。一方、農林業者の高齢化や後継者不在なども相まって、荒廃した森林、放置された竹林が拡大しつつあります。

このような中、山林の維持管理に重要な役割を果たしている林道廻沢線が、昨年の台風19号により被災したため、災害復旧事業を実施したので、その概要について紹介します。



▲被災状況（花沢地内）



▲計画平面図（花沢地内）



▲被災状況（花沢地内）



▲復旧後（花沢地内）

レールが破壊されていました。

2) 工事概要

今回の工事では、法面がさらに崩壊しないように落石予防、保護するための工事を行いました。降雨等による浸食ならびに風化や応力開放による表層崩壊を抑制もしくは抑止を目的に実施する法面工では、景観向上や環境保全等を考慮し、植生基材吹付工を採用しました。また、被災箇所法面には湧水が確認されたため、モルタル吹付水路工を施工しました。

おわりに

森林は土壌浸食や表層崩壊を抑止する効果がありますが、適切に整備することが必要だと感じました。本市においても管理が行き届いていない森林が多く存在しており、災害防止の観点から、森林の整備を進める必要があることから、森林環境譲与税を活用した森林の整備などに取組んでいきたいと思っています。

災害の概要

1) 被災箇所概要

林道廻沢線は、焼津市吉津から、藤枝市岡部町廻沢へ繋がる焼津市唯一の林道で、今回吉津及び花沢地内の2箇所において、法面の表層崩壊が発生し、倒木と土砂により道路を塞がれ、ガード

支部 だより ②

低コスト主伐・再造林事業の検証 ～主伐・再造林の促進に向けて～

富士農林事務所 森林整備課

主伐・再造林の低コスト化に向けて実施した事業の検証結果について紹介いただきました。

富士農林事務所管内で行った、低コスト主伐・再造林実証事業のうち、令和元・2年度事業（3箇所）の概要を紹介します。

1 令和元年度事業（2箇所）の総括

生産性が目標を超えるなど低コスト化が図られました。特徴的な取組みとして、作業道に向かって伐倒し、道上に集材しながら造材を行うことで、枝葉を作業道上に落とすことができ、地拵えが省力化されたことが挙げられます。一方で、集材・造材のみに利用しているハーベスタを伐倒にも活用すること、再造林の効率化を図るための検討を引き続き行うことなどの課題が残りました。

2 各事業地の概要

区分	令和元年度実証事業① (富士市大淵)	令和元年度実証事業② (富士市桑崎)	令和2年度実証事業 (富士宮市麓)
面積	主伐 4.92ha 再造林 3.75ha	主伐 10.01ha 再造林 9.62ha	主伐 1.06ha 再造林 0.96ha
林況	平均傾斜5度、 スギ・ヒノキ51～73年生、 立木密度1,100本/ha程度 平均胸高直径20～28cm、 平均樹高20～23m	平均傾斜4度 スギ・ヒノキ62～63年生、 立木密度800本/ha程度、 平均胸高直径24cm、 平均樹高14m	平均傾斜2度、 スギ63～91年生、 立木密度670本/ha、 平均胸高直径35cm、 平均樹高20m
主伐	チェーンソー伐採 →グラップル集材 →ハーベスタ造材 →グラップル積込 →フォワーダで林内運搬 →土場検知	チェーンソー伐採 →グラップル集材 →ハーベスタ造材 →グラップルで仕分・ 積込しながら検知 →フォワーダで林内運搬	ハーベスタ・チェーンソー伐採 →グラップル集材 →ハーベスタ造材 →製材、合板・集材 用はトラックに積込 み、薪用はワリオで 敷地内の薪製造工場 に運搬
作業道	開設484m 路網密度200m/ha	開設1,800m 路網密度221m/ha	開設238m 路網密度363m/ha
再造林	機械・人力併用地拵え、 ヒノキコンテナ苗植栽、 ネット柵（スカート有、 10cm目、1.8m高）1,079m	機械・人力併用地拵え、 ヒノキコンテナ苗植栽、 ネット柵（スカート無、 10cm目、1.8m高）2,100m	機械地拵え、 スギコンテナ苗植栽、 金網（5cm目）701m
検討会 での 助言 (改善点)	採材の工夫 売り先の工夫 人員・機械配置の見直し 作業道線形の見直し	①に同じ 土場を増設	獣害防止柵設置の工夫
結果	木材生産量 279 → 403m ³ /ha 労働生産性 10.1 → 18.0m ³ /人日 採材・売り先の工夫で 製材用ヒノキの販売単 価向上	木材生産量 240 → 255m ³ /ha、 労働生産性 11.1 → 16.2m ³ /人日 植栽が遅れ乾燥・寒冷 害対策資材費がかかった	(見込み) 木材生産519m ³ /ha、 労働生産性11.0m ³ /人日

※路網密度は作業道開設後、既設込みで算出。
※令和2年度事業については見込み

3 今後の取組

実証事業も3年目となり、データは蓄積されてきましたが、現場の状況は千差万別であることから、まだまだ、低コスト化の手法を追求していく必要があります。

また、これまで近隣の再造林地では見られなかったノウサギ被害の発生など、必要な獣害対策についても、変化する状況への対応が必要です。

富士農林事務所では、現場に合った低コスト化ができるように、支援を続けていきます。



▲作業道に向けて伐倒し、道上で造材して地拵え手間を省略



▲主伐・再造林後の様子



▲検証会で作業道線形を検討



▲検証会で討議

県庁 だより ③

芝生普及の取組

くらし・環境部 環境局 環境ふれあい課

芝生管理マニュアルの発行や、日陰でも育つ品種の推奨など、芝生地の拡がりを目指して進めている取組について紹介いただきました。

◆はじめに

県は、県民や県内企業、学校等が身近な場所に芝生を導入し、芝生とふれあい、より生活の中に取り入れていくことで、人々が芝生を様々な形で利用することが当たり前ものとなるよう、静岡県農林技術研究所内に設置した芝草研究所や公益財団法人静岡県グリーンバンクなどと「芝生文化創造プロジェクト」に取り組んでいます。

「芝生文化創造プロジェクト」では、「普及のための研究調査」と「芝生緑化の普及促進」により芝生地の拡がりを目指しています。

◆園庭・校庭等の芝生化

(公財)静岡県グリーンバンクでは、園庭・校庭や公園などといった「公共的空間の芝生化」に対する経費助成や芝生に関する講座を実施しています。

「公共的空間の芝生化」では、芝生化を住民参加で実施するための資材や管理備品購入費を補助するだけでなく、実施場所に事業の計画段階から専門家を派遣し、実施者の疑問に答えながら円滑に芝生化が進むように支援をしています。

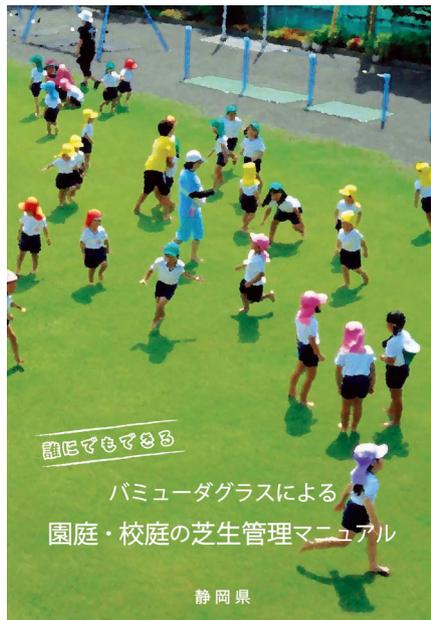


▲園庭の芝生化

芝草研究所では、園庭・校庭や公

園など、利用頻度の高い場所に適した芝生の施工・管理技術の研究調査を行い、これを取りまとめた「パミュダグラスによる園庭・校庭の芝生管理マニュアル」を発行しました。

マニュアルは県環境ふれあい課緑化班のホームページからダウンロードできます。



▲芝生管理マニュアル

◆日陰でも生育する芝生

静岡県内の芝生緑化では多くの場合「コウライシバ」が使われていますが、「コウライシバ」は日照要求量が比較的多いことから、日当たりの悪い場所では徐々に衰退してしまいます。

また、綺麗な芝生の維持には一定の管理作業が必要になりますが、管理が行き届かない場合は裸地になったり雑草が繁茂したりして、来訪者



▲日陰でも美しい芝生に育つ セントオーガステイングラス
＜県農林技術研究所＞

に悪い印象を与えてしまうことになります。

そこで、木陰や中庭など、日陰であったり、管理の手間をあまりかけられなかったりといった場所の芝生化に「セントオーガステイングラス」という品種を推奨しています。

「セントオーガステイングラス」は、「耐陰性が高いため通常は芝生が育たない日光のほとんど当たらない場所でも生育できる」、「高い刈高で管理するため刈り込み頻度が少なくてもよい」、「適度な管理で密度のある芝生を維持できるので雑草の侵入が少ない」などの特長があります。

また、横に伸びるスピードが速いため、ポット苗を50cm間隔で植え付ける方法により、比較的安価に導入することができます。

◆おわりに

今後は、更なる普及のため、芝生の魅力に触れる見学会や、芝生に関する研修会の開催などを通じて関心を持つ県民の中から芝生化を推進するボランティア人材の掘り起こしを行っていきたく考えています。

また、芝草研究所では、芝生の育成管理について、企業の方々からも相談・照会を受け付けており、必要に応じて現場指導も実施しています。

お困りの事があれば、お気軽にお問い合わせください。

□静岡県芝草研究所（静岡県農林技術研究所内）電話 0538-86-5998

最近の話題から

気候変動と森林

公益社団法人静岡県山林協会 西島 潔

記録的な豪雨や猛暑など、気候変動を実感させる異常気象が相次いでいます。その一因とされる地球温暖化の抑制に、森林・林業がどのような形で寄与できるかについて記述しました。

気候変動の進行とその要因

今年の梅雨は熊本県や山形県などで甚大な豪雨災害があり、梅雨明け後は本県などで連日猛暑となりました。近年、全国各地でこのような記録的な豪雨や猛暑などが相次いでいますが、地球温暖化が進むと異常気象が増えると考えられています。

温暖化の要因としては、人間の活動による、二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの増加である可能性が極めて高いと考えられています。地中に埋蔵されている石炭や石油、天然ガスなどの化石燃料（化石資源）は炭素を多く含んでいますが、産業革命以降、採掘され大量に使用されているため、大気中のCO₂が増え続けています。

エネルギー源や工業製品の原料として大量の化石燃料を使用している日本は、世界で5番目に多いCO₂を排出しています。

森林と木材による地球温暖化の抑制

森林は、大気中のCO₂を吸収し樹木や土壤に炭素を貯蔵しています。木材が燃えたり腐ったりするとCO₂を放出しますが、それらは樹木が成長過程で光合成により貯蔵した炭素が再び大気に戻ったものなので、長い目でみれば、大気中のCO₂は増えも減りもしないとされています（「カーボンニュートラル」という考え）。

CO₂の吸収源である森林は、減少・劣化させないことが重要です。したがって、健全な状態を保つよう育成するとともに、皆伐後は再造林を行うなどして確実に森林状態に戻すことが求められます。（開発途上国の森林減少・劣化による温室効果ガス排出量は全体の約1割を占めて

います。また、近年、世界各地で大規模な森林火災などが発生し、気候変動への悪影響が懸念されています。）

地球温暖化を抑制するためには、大気中へのCO₂放出を減らし、さらに大気中からCO₂を取り除く必要があります。

森林・林業においては、化石燃料由来の原材料をカーボンニュートラルである木材に置き換えることが、大気中へのCO₂放出を減らすことに繋がります。

このうちエネルギー利用については、ボイラーの燃料として重油や灯油の代わりに木質チップを使うなど、木質バイオマスの利用が進んでいます。化石資源由来の素材としてはプラスチックが代表的ですが、その代替となる新たなバイオマス素材としてCNF（セルロースナノファイバー）の開発が進んでいます。また、セルロースとともに木材に多く含まれるリグニンから生成した改質リグニンという新素材にも、大きな期待が寄せられています。

また、日本はエネルギーの大半を化石燃料に依存しているので、鉄やコンクリートなど、製造時にエネルギーを多く使う材料の代わりに木材を使えばCO₂削減につながります。

一方、大気中からCO₂を取り除くためには、森林での吸収固定に加え、収穫した木材を長期間利用すれば、その間炭素を閉じ込めておくことができます。

木材を多く使用し寿命の長い木造建築物などは、炭素循環の面では「第2の森林」としての役割を果たしています。さらに、建築物で木材がその役目を終えた後も、その解体材を木質ボードなどとして再利用し、最終的に燃料として利用すれ

ば、大気中へのCO₂放出を減らすことにもつながります。

なお、建築においては、これまで木材で高層建築物を建てることは困難でしたが、CLTや耐火性能を向上させた木質部材により可能になってきており、木材利用の幅が広がっています。

気候変動に対応した森づくり

今も排出され続けているCO₂の増加などによって、気象災害が更に頻発化・激甚化することが予測されています。このため、森林では、土砂災害を防ぎ洪水を緩和する、以下のような水土保持機能を向上させる森づくりが、これまで以上に求められます。

○土砂災害防止機能／土壌保全機能

森林は、樹冠により降水を遮断するとともに、表土が下草、低木等の植生や落葉落枝により覆われることで、雨水等による土壌の侵食や流出を防ぐ。また、樹木の根が土砂や岩石等を固定することで、土砂の崩壊を防いでいる。

○水源涵養機能

森林は、降水を樹冠や下層植生で受け止め、その一部を蒸発させた後、土壌に蓄える。森林の土壌は、隙間に水を蓄え、徐々に地中深く浸透させて地下水として涵養するとともに、時間をかけて河川へ送り出しており、これにより洪水を緩和するとともに、水質を浄化している。（森林・林業白書より）

これらの機能では、表層崩壊を防ぐ「樹木の根」、降雨を受け止める「樹木の枝葉」、雨滴から土壤を守る「下層植生や落葉落枝」、雨水を浸透させ蓄え流出を遅らせる「森林土壌」などが重要な役割を果たしています。したがって、過密な状態により、樹勢が衰え、下層植生がなくなり、土壤が流出しているような荒廃した森林では、間伐などにより早急に機能を回復させる必要があります。

まとめ

- ・持続的な林業で生産された木材が様々な分野で利用されることが、「脱炭素化」に寄与します。
- ・進行する気候変動に対して、荒廃森林の機能回復が急務です。

令和2年度 定時総会について

例年8月に開催している定時総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け書面表決としました。その結果、令和元年度事業報告及び決算に関する件、令和2年度会費の額に関する件、役員補欠選任に関する件など5議案を決議しました。

これに伴い役員が一部入れ替わり、右表のとおりとなりました。

退任された前理事の吉澤修様、松本豊様には、当協会の発展に多大な御尽力を頂き、誠にありがとうございました。

役職名	氏名	所属	支部名	
理	副会長	星野 浄晋	西伊豆町長	賀 茂
		土屋 勝利	伊豆森林組合長	
		菊地 豊	伊豆市長	
		池谷 晴一	小山町長	東 部
		岡田 悦郎	田方森林組合長	
		須藤 秀忠	富士宮市長	富 士
		渡井 正孝	富士市森林組合長	
		田辺 信宏	静岡市長	中 部
		見城 久雄 ※	静岡市森林組合長	
	事	副会長	北村 正平	藤枝市長
		鈴木 敏夫	川根本町長	
		杉山 嘉英	森林組合おおいがわ組合長	
		渡部 修	磐田市長	中 遠
		甚沢万之助	森町森林組合長	
会長		鈴木 康友	浜松市長	西 部
		岡本 均	春野森林組合長	
		和田 重明	天竜森林組合長	
		滝浪 龍司	静岡県木材協同組合連合会長	
副 会 長		中谷多加二	静岡県森林組合連合会長	
	狩野 宏	公益社団法人静岡県林業会議所理事		
	長谷川剛司 ※	公益財団法人静岡県グリーンバンク常務理事兼事業部長		
	本間 康弘	フォレスターしずおか会長		
	専務理事	西島 潔	公益社団法人静岡県山林協会	
監 事	中山 勉	清水森林組合長		
	宮澤 辰海	龍山森林組合長		
	大杉 好基	静岡県山林種苗協同組合連合会長		

※令和2年から就任

◆県への要請活動について

山林協会では、静岡県森林組合連合会、静岡県木材協同組合連合会、静岡県山林種苗協同組合連合会、静岡県椎茸産業振興協議会、公益社団法人静岡県林業会議所と連携して、8月21日に、令和3年度森林・林業施策に係る要請を、川勝知事、難波副知事、出野副知事及び関係部長に対し行いました。



川勝知事に要請書を手渡す中谷県森林組合連合会長（山林協会副会長）

◆林業への就業支援について

当協会では、森林整備の担い手の確保・育成に関する事業を行っています。10～11月は、下記のとおり予定しています。（新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止する場合があります。）

①第1回しずおか森林の仕事見学会

内 容：森林での伐採・造材作業や木材市場、製材工場の見学
 日 時：令和2年10月24日(土) 9時半～16時頃
 場 所：富士市大淵、富士宮市麓ほか
 募集定員：10名まで
 募集期限：令和2年10月14日(水)まで

②第1回林業就業支援研修（10日間講習）

内 容：林業就業に向け必要な資格や知識を習得する短期研修
 チェーンソーや刈払機、小型車両系建設機械（3t未満）の資格取得
 実 施 日：令和2年11月2日(月)～13日(金)
 場 所：浜松市浜北区（県森林・林業研究センター）ほか
 募集定員：25名まで
 募集期限：令和2年10月15日(木)まで